平成２１年（再イ）第５９号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸583番地
再生債務者　山本比呂志
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月２日まで
平成22年２月９日　岡山地方裁判所倉敷支部
平成２１年（再イ）第８３号
鹿児島市荒田２丁目39番６－１号　オーシャンズタワーＳＴ８―502号
再生債務者　入江　陽子
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月５日まで
平成22年２月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
平成２１年（再イ）第８６号
広島市南区丹那町５番14―205号
再生債務者　藤村　正道
１　決議に付する再生計画案　平成22年１月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月８日まで
平成22年２月８日
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（再イ）第５７号
山口県宇部市大字小串591番地24
再生債務者　中西　　勝
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月９日まで
平成22年２月９日　山口地方裁判所宇部支部
平成２１年（再イ）第５２号
香川県高松市太田下町2248番地１メゾン・ド・太田102
再生債務者　小瀬　　繁
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月９日まで
平成22年２月９日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２１年（再イ）第５１号
愛媛県松山市森松町931番地２
再生債務者　藤田　信二
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月９日まで
平成22年２月９日　松山地方裁判所
平成２１年（再イ）第５２号
愛媛県松山市森松町931番地２
再生債務者　藤田美禰子
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月９日まで
平成22年２月９日　松山地方裁判所
平成２１年（再イ）第７号
熊本県天草市倉岳町宮田1246番地
再生債務者　望月　美穂（旧姓梅谷）
１　決議に付する再生計画案　平成22年１月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月12日まで
平成22年２月９日　熊本地方裁判所天草支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２１年（再イ）第１０９号
大阪府松原市田井城４丁目54番地の30
再生債務者　白石　秀一
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成21年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成22年２月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１０９号
千葉県流山市南流山３丁目10番地の10　トップ鰭ケ崎321
再生債務者　池田　利久
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年９月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年２月１日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第８５２号
東京都江東区南砂３－９－１―114
再生債務者　小林　大典
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年２月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再イ）第９４４号
東京都港区南青山４－９－３
再生債務者　権東　明雄
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年２月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再イ）第４９２号
神奈川県横浜市戸塚区原宿３―41―18
再生債務者　菅原　耕司
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年２月８日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再イ）第２５６号
神奈川県綾瀬市小園620番地５
再生債務者　伊藤美樹雄
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年２月８日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１０２０７号
東京都杉並区井草１―40―24
再生債務者　齋藤　英雄
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月23日から平成22年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１０００２号
熊本県水俣市汐見町１－２―69
再生債務者　無田　英樹
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月23日から平成22年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１号
新潟県三条市林町２丁目13番12号　コーポ佐藤１－Ｃ号
再生債務者　古川　俊孝
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月23日から平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２１年（再ロ）第１号
静岡県富士市横割４丁目４番27―204号　プライムステージ横割
再生債務者　米山　隆弘
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月16日から平成22年３月26日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係